

## 第36回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後2時00分～2時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 2階 201会議室

3. 出席委員 10人

1番	横山	正行
2番	金子	節夫
3番	松崎	マサエ
4番	松島	章倫
5番	小林	修
6番	中村	政五郎
7番	島田	信成
8番	高田	洋子
9番	天谷	豊
10番	大川	則彦

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第36回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第36回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号8番 高田洋子委員、同じく10番 大川則彦委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第106号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第106号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年5月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第107号、農地法第5条第1項の規定による</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第107号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年5月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。5月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は県道20号線狸塚信号より南に100メートルくらいのところに位置しており、綺麗に管理されている状況でした。南地区計画区域内にあり第2種農地として判断され、1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから14ページを参照してください。以上です。</p>

会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
7番(島田)	7番島田です。5月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字五料地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は中野市街化区域の北から450メートルくらいのところに位置しており、市街地近傍小集団農地であり第2種農地として判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	番号3番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから19ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
6番(中村)	6番中村です。5月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は東武線多々良駅より北へ200メートルくらいのところに位置しており、公共施設至近距離区域内農地であり第3種農地として判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号4番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、20ページから24ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番(中村)</p>	<p>6番中村です。5月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地は東武線多々良駅より北へ200メートルくらいのところに位置しており、公共施設至近距離区域内農地であり第3種農地として判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当とい</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>う意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議事日程第3、報告第42号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第42号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年5月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については25ページをご参照ください。つづきまして、番号2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については25ページをご覧ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第36回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和5年6月12日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>大川 則彦</u></p> <p>委員 <u>高田 洋子</u></p>